

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																									
		寒冷地手当算定方法																											
		(1) 旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く) ① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額 ② ①で算出された合計額から1人あたり130,000円を引いた額(0円以下となる場合は、0円とする。)																											
	経費の種類	単価	員数																										
	(1) 定額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧5級地</th> <th>旧4級地</th> <th>旧3級地</th> <th>旧2級地</th> <th>旧1級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>163,700</td> <td>129,600</td> <td>97,800</td> <td>39,600</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>136,500</td> <td>108,000</td> <td>81,500</td> <td>33,000</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>82,900</td> <td>65,000</td> <td>49,100</td> <td>19,800</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>59,200</td> <td>45,800</td> <td>34,200</td> <td>14,200</td> </tr> </tbody> </table>	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地	ア	163,700	129,600	97,800	39,600	イ	136,500	108,000	81,500	33,000	ウ	82,900	65,000	49,100	19,800	エ	59,200	45,800	34,200	14,200	世帯主(扶養親族3人以上)の員数 世帯主(扶養親族1人または2人)の員数 準世帯主(扶養親族なし)の員数 非世帯主の員数	
旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地																									
ア	163,700	129,600	97,800	39,600																									
イ	136,500	108,000	81,500	33,000																									
ウ	82,900	65,000	49,100	19,800																									
エ	59,200	45,800	34,200	14,200																									
	(2) 加算額	北海道 旧甲地 旧乙地 旧丙地 ア 66,500 51,600 38,600 イ 44,300 34,400 25,700 ウ 22,200 17,200 12,900 北海道以外の地域 旧5級地 旧4級地 ア 16,500 8,200 イ 11,000 5,500 ウ 5,500 2,700	世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数 世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数																										
	注1	「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。																											
	(2) 新寒冷地に所在する施設	(1) ①の算定方法を適用して算定された額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額																											
		単価	員数																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>新1級地</th> <th>新2級地</th> <th>新3級地</th> <th>新4級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>131,900</td> <td>116,800</td> <td>89,000</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>72,900</td> <td>65,300</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>51,700</td> <td>44,000</td> <td>36,800</td> </tr> </tbody> </table>	新1級地	新2級地	新3級地	新4級地	ア	131,900	116,800	89,000	イ	72,900	65,300	51,000	ウ	51,700	44,000	36,800	世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数										
新1級地	新2級地	新3級地	新4級地																										
ア	131,900	116,800	89,000																										
イ	72,900	65,300	51,000																										
ウ	51,700	44,000	36,800																										
	注2	「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。																											
	(備考)	1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。																											

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																									
		寒冷地手当算定方式																											
		(1) 旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く) ① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額 ② ①で算出された合計額から1人あたり100,000円を引いた額(0円以下となる場合は、0円とする。)																											
	経費の種類	単価	員数																										
	(1) 定額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧5級地</th> <th>旧4級地</th> <th>旧3級地</th> <th>旧2級地</th> <th>旧1級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>163,700</td> <td>129,600</td> <td>97,800</td> <td>39,600</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>136,500</td> <td>108,000</td> <td>81,500</td> <td>33,000</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>82,900</td> <td>65,000</td> <td>49,100</td> <td>19,800</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>59,200</td> <td>45,800</td> <td>34,200</td> <td>14,200</td> </tr> </tbody> </table>	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地	ア	163,700	129,600	97,800	39,600	イ	136,500	108,000	81,500	33,000	ウ	82,900	65,000	49,100	19,800	エ	59,200	45,800	34,200	14,200	世帯主(扶養親族3人以上)の員数 世帯主(扶養親族1人または2人)の員数 準世帯主(扶養親族なし)の員数 非世帯主の員数	
旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地																									
ア	163,700	129,600	97,800	39,600																									
イ	136,500	108,000	81,500	33,000																									
ウ	82,900	65,000	49,100	19,800																									
エ	59,200	45,800	34,200	14,200																									
	(2) 加算額	北海道 旧甲地 旧乙地 旧丙地 ア 66,500 51,600 38,600 イ 44,300 34,400 25,700 ウ 22,200 17,200 12,900 北海道以外の地域 旧5級地 旧4級地 ア 16,500 8,200 イ 11,000 5,500 ウ 5,500 2,700	世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数 世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数																										
	注1	「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。																											
	(2) 新寒冷地に所在する施設	(1) ①の算定方法を適用して算定された額から、1人あたり110,000円を引いた額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額																											
		単価	員数																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>新1級地</th> <th>新2級地</th> <th>新3級地</th> <th>新4級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>131,900</td> <td>116,800</td> <td>89,000</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>72,900</td> <td>65,300</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>51,700</td> <td>44,000</td> <td>36,800</td> </tr> </tbody> </table>	新1級地	新2級地	新3級地	新4級地	ア	131,900	116,800	89,000	イ	72,900	65,300	51,000	ウ	51,700	44,000	36,800	世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数										
新1級地	新2級地	新3級地	新4級地																										
ア	131,900	116,800	89,000																										
イ	72,900	65,300	51,000																										
ウ	51,700	44,000	36,800																										
	注2	「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。																											
	(備考)	1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。																											

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																				
		<p>3 夜間警備体制強化加算 警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。 ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。 (宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数 (又は機械設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1" data-bbox="850 546 1262 819"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20名以下</td> <td>8,090</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>5,390</td> </tr> <tr> <td>31～40</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>41～50</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>51～60</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>61～70</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>71～80</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>81～90</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>91～100</td> <td>1,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p>	定員	単価 (円)	20名以下	8,090	21～30	5,390	31～40	4,040	41～50	3,230	51～60	2,690	61～70	2,310	71～80	2,020	81～90	1,790	91～100	1,610		
定員	単価 (円)																							
20名以下	8,090																							
21～30	5,390																							
31～40	4,040																							
41～50	3,230																							
51～60	2,690																							
61～70	2,310																							
71～80	2,020																							
81～90	1,790																							
91～100	1,610																							

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		4 略		
		5 略		
		6 略		
		7 略		
		8 略		
		9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合 1 施設当たり年額 1,794,361円		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。		
		5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。		
		6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2,210円		
		7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 138,700円		
		8 (1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。		
		9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 1,794,277円		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1 人配置の場合) <u>2, 257, 721円</u> (2 人配置の場合) <u>4, 515, 442円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合] 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 略 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 <u>4, 450円</u> 就学児から18歳未満児童 <u>2, 420円</u> 同伴者 <u>1, 950円</u></p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 <u>7, 540円</u> 就学児から18歳未満の児童 <u>5, 510円</u></p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1 人配置の場合) <u>2, 257, 637円</u> (2 人配置の場合) <u>4, 515, 274円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合] 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7, 650円を乗じた額 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 <u>2, 420円</u> 同伴者 <u>1, 950円</u></p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 <u>5, 510円</u> 児童以外の者 <u>5, 030円</u></p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>児童以外の者 5,030円</p> <p>(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者</p> <p>略</p> <p>(2) 同伴児(者)加算</p> <p>暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 <u>就学前児童</u> 4,450円</p> <p><u>就学児から18歳未満児童</u> 2,420円</p> <p>同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分</p> <p>暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 <u>就学前児童</u> 7,540円</p> <p><u>就学児から18歳未満の児童</u> 5,510円</p> <p>児童以外の者 4,880円</p> <p>12 略</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者</p> <p>各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算</p> <p>暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 2,420円</p> <p>同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分</p> <p>暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 5,510円</p> <p>児童以外の者 4,880円</p> <p>12 人身取引被害者の一時保護委託費</p> <p>人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 人身取引被害者分</p> <p>前項[14日以内の場合]の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分</p> <p>前項[14日以内の場合]の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>[14日を超えた場合]</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
略		<p>1 人身取引被害者分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づき要保護女子の一時保護委託費別途定めるところにより、売春防止法に基づき要保護女子(以下「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																														
	事業費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 要保護女子等分</p> <p>(1) 事業費</p> <p>各月初日の保護現員(月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。)に月額54,600円を乗じた額の合算額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">冬 期 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>I 区</td> <td>Ⅱ 区</td> <td>Ⅲ 区</td> <td>Ⅳ 区</td> <td>Ⅴ 区</td> <td>Ⅵ 区</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>8,900</td> <td>7,100</td> <td>5,400</td> <td>4,200</td> <td>2,800</td> <td>2,200</td> </tr> </table> <p>(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準(昭和38年厚生省告示第158号)の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。</p> <p>(2) 妊産婦加算</p> <p>妊産婦については、各月当初保護現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">妊 産 婦 加 算 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊 婦</td> <td style="text-align: center;">6 月 以 上</td> <td style="text-align: center;">産 婦</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9,140</td> <td style="text-align: center;">13,810</td> <td style="text-align: center;">8,490</td> </tr> </table>	I 区	Ⅱ 区	Ⅲ 区	Ⅳ 区	Ⅴ 区	Ⅵ 区	円	円	円	円	円	円	8,900	7,100	5,400	4,200	2,800	2,200	妊 産 婦 加 算 額			妊 婦	6 月 以 上	産 婦	円	円	円	9,140	13,810	8,490	<p>婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な費用(食糧費、燃料光熱水費、燃料費、消耗品費)、扶助費等</p>	5/10
I 区	Ⅱ 区	Ⅲ 区	Ⅳ 区	Ⅴ 区	Ⅵ 区																													
円	円	円	円	円	円																													
8,900	7,100	5,400	4,200	2,800	2,200																													
妊 産 婦 加 算 額																																		
妊 婦	6 月 以 上	産 婦																																
円	円	円																																
9,140	13,810	8,490																																

1 区分	2 種目	3 基準	額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
略		<p>(3) 母子加算                      要保護女子等が乳児または幼児を養育しなけれ                      ばならない場合はその者の各月初日の在籍戸                      数(月の中途において退所した月を除く。)に                      月額19,380円を、養育しなければならな                      い者が2人の場合は1,560円、3人以上1                      人増すごとにさらに月額770円を加算した額                      を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとす                      る。                      ただし、国民年金法(昭和34年法律第14                      1号)の規定による遺族基礎年金の支給を受け                      ている者はこれを除外すること。                      (注)乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、                      満1才以上小学校就学前の者をいうもので                      あること。(以下同じ。)</p>			
		<p>(4) 期末一時扶助費                      毎年12月初日保護現員×5,070円</p>			
		<p>(5) 被服加算                      各月保護人員×月額250円</p>			
		<p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児</p>			
		<p>(1) 事業費</p>			
		<p>ア 乳児の各月初保護現員に月額37,900円                      を乗じた額の合計額。</p>			
		<p>イ 幼児の各月初保護現員に月額42,600円                      を乗じた額の合計額。</p>			
		<p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月                      31日までの間はその間の乳児又は幼児の各                      月初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額                      を乗じて算定した額を加えるものとするこ                      と。</p>			
		<p>(2) 期末一時扶助費                      毎年12月初日保護現員×5,070円</p>			
		<p>(3) 被服加算                      各月保護人員×月額250円</p>			



新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費(冬期加算を含む。)、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算出した額とする。</p> $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ <p>4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</p>		

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担 (補助)率
<p>婦人相談 所運営費 負担金</p>	<p>運営費</p>	<p>次に掲げる額の合算額 1 婦人相談所活動費 婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額 2 外国人婦女子緊急一時保護経費 婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p>	<p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費) 婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できる。)を除く。</p>	<p>5 / 10</p>
		<p>3 広域措置費 婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p>	<p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費(燃料費)、役務費(通信運搬費)</p>	

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
略		<p>4 相談・一時保護同伴児童経費            婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費            当該年度の同伴児保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)</p>	5 / 10

<p>1 区分 婦人保護事業費補助金（婦人保護長期収容施設を含む。）</p>	<p>2 種目 事務費</p>	<p>3 基準額 I 婦人保護施設 1 〔区分〕婦人保護事業費負担金〔種目〕事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例（法人の経営する施設については、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定）」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1 施設2名」とあるのは「1 施設1名」と読み替え、「（注）」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生（支）局長がその都度承認した額。</p> <p>2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合、別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者（精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者（以下「対象者」という））が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数（範囲内）でさらに加算する。</p> <table border="1" data-bbox="1284 492 1404 840"> <tr> <td>対象者数</td> <td>加算回数（年間）</td> </tr> <tr> <td>21～30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </table>	対象者数	加算回数（年間）	21～30人	12回	31人以上	24回	<p>4 対象経費 婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費）、委託備品購入費、委託料等</p>	<p>5 負担（補助）率 5 / 10</p>
対象者数	加算回数（年間）									
21～30人	12回									
31人以上	24回									

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		4 略		
		5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。 (1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額 (心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に1.2を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していづれか少ない方の額に取扱定員と1.2を乗じて得た額とする。 (2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>3,031,682円</u> (3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,041円</u>		
		6 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 <u>(1)人配置の場合) 2,257,721円</u> <u>(2)人配置の場合) 4,515,442円</u>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社席第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知という社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率		
		5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。 (1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額 (心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に1.2を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していづれか少ない方の額に取扱定員と1.2を乗じて得た額とする。 (2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>3,027,797円</u> (3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,711,957円</u>		